

官報 号外

昭和五十六年三月二十七日

第九十四回国会 衆議院会議録 第十四号

昭和五十六年三月二十七日(金曜日)

昭和五十六年三月二十七日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議院運営委員長提出

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

住宅・都市整備公団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○鹿野道彦君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長綿貫民輔君。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○綿貫民輔君 たいだいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、

大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、特惠関税制度の適用期限の到来及び最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、特惠関税制度、関税率等につきまして、おおむね次の改正を行おうとするものであります。

まず第一は、特惠関税制度の改正であります。開発途上国の経済発展に資するため、昭和五十六年三月三十一日に到来する同制度の適用期限を、さらに十年間延長し、これに伴い、鉱工業産品に対する特惠関税の適用限度額等の算定の基礎となる基準年次を変更する等、同制度の改善措置を講ずるとともに、国内産業に対する影響が懸念される品目につきましては、特惠関税の適用例外品目に追加する等、所要の調整措置を講ずることとしたしております。

第二は、関税率等の改正であります。最近における対外経済関係の状況等にかんがみ、自動車部品の関税率につきまして、タイヤ及びタイヤケースの税率を引き下げ、ガラス鏡等二十一種目を無税とするともに、製造たばこの関税率を引き下げることとするほか、国内の産業事情等を考慮し、鉛の塊等四品目の関税無税点を引き上げることとしたしております。

次に、昭和五十六年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率の適用期限を延長し、また、同じく昭和五十六年三月三十一日に適用期限が到来する各種の減免税還付制度につきまして、その期限を延長する等、所要の改正を行うこととしたしております。

以上が本案の概要であります。本案につきましては、本日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本案に対し、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鹿野道彦君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(福田一君) 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長理事森美秀君。

昭和五十六年三月二十七日 衆議院會議録第十四号

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外一案 住宅・都市整備公団法案についての齊藤建設大臣の趣旨説明

四五六

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔森美秀君登壇〕

○森美秀君 ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案ですが、これは、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、基礎歳費月額五十八万円を、本年四月から、六十万円に引き上げた額に改定し、あわせて普通退職年金について、前年の互助年金外所得が六百六十万円を超えるときは、その年金年額と互助年金外所得との合計額の九百万円を超える金額の二割を停止しようとするものであります。その支給年額は、二百四十万円を下ることなく、その停止年額は、年金年額の二割を超えないこととするいわゆる高額所得による停止の措置を昭和五十七年七月分から行おうとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案ですが、これは、永年在職表彰議員特別交通費について、本年四月から、五万円引き上げて二十五万円に改定しようとするものであります。

以上、両案は、いずれも議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ、御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(福田一君) 起立多数。よって、両案とも可決いたしました。

住宅・都市整備公団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、住宅・都市整備公団法案について、趣旨の説明を求めます。建設大臣齊藤滋与史君。

〔国務大臣齊藤滋与史君登壇〕

○国務大臣(齊藤滋与史君) 住宅・都市整備公団法案について、その趣旨を御説明申し上げます。わが国の住宅事情は、量的には一応充足し、質的にもかなり改善されておりますが、住生活の向上、改善に対する国民の要望には依然として根強いものがあり、今後とも住宅の質や住環境等に関する国民の需要動向を十分に見きわめつつ、健康で文化的な生活を営むに足る良質な住宅地の供給を図り、居住水準の向上に努める必要があります。

また、今後都市化が一層進展することを考慮いたしますと、都市の整備に当たっては、良好な住宅地の供給と健全な新市街地の整備とを一層推進してまいるとともに、大都市地域を中心として都市機能の更新、良好な居住環境の形成等を図るため、既成市街地の再開発及び根幹的な都市公園の整備を強力に推進する必要があります。

このような現状から見て、これからの住宅、都市政策においては、住宅地の供給と都市の整備との相互の関連に十分配慮しながら、これらを総合的、一体的に推進していくことが重要な課題であります。

このため、これまで住宅地の供給及び健全な市街地の整備を推進してきた日本住宅公団と宅地開発公団とを今般の行政改革を契機として統合し、新たに住宅・都市整備公団を設立し、この新

たな公団に、住宅事情の改善を特に必要とする都市地域において、良質な住宅地の大規模な供給を行わせるとともに、健全な市街地の造成、都市の再開発、根幹的な都市公園の整備等を行わせることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、日本住宅公団及び宅地開発公団を解散し、新たに、住宅・都市整備公団を設立することであり、新公団は、両公団がその解散時において行っている業務を引き継ぎ行うこととし、このため新公団は両公団の一切の権利及び義務を承継することとしております。

第二に、新公団の業務につきましては、現在両公団が実施している住宅地の供給及び健全な市街地の整備の業務を引き継ぎ新公団の業務として推進することといたしますとともに、新たに、都市機能の更新等を主目的とする都市の再開発及び都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこととするほか、これらの業務に関して地方公共団体等に対して技術の提供等を行うこととしております。

第三に、宅地開発公団の場合と同じく新公団につきましても、関連公共施設の整備を当該公共施設の管理者にかわって新公団が行うことができることとするほか、関連公共施設の整備に伴う地方公共団体の財政負担を軽減するために関連施設整備事業助成基金を設けることとしております。

第四に、資本金、管理委員会、財務及び会計等について所要の規定を設けております。また、役員につきましても、日本住宅公団と宅地開発公団との役員合計は二十四名であります。新公団では十九名以内のこととしております。

その他、両公団の統合に伴う所要の経過措置を講ずることとするほか、土地区画整理法、都市再開発法等の関連法律について所要の改正を行う

こととしております。以上が住宅・都市整備公団法案の趣旨でございます。(拍手)

住宅・都市整備公団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。小野信一君。

〔小野信一君登壇〕

○小野信一君 日本社会党を代表して、ただいま議題となりました住宅・都市整備公団法と政府の住宅政策の基本について質問をいたします。

わが国の住宅政策は完全に失敗をいたしました。その最大の理由は、政府に土地政策がなく、一億総不動産屋と言われるとおり、土地を投機の対象とし、汚職と黒い霧のるつぽにいたしましたからです。

このことを証明するように、ここ数年の都市圏の宅地価格の上昇は年率一〇%を上回り、いまや勤労国民にとって住宅を手にするには高ねの花となり、全く困難になりました。この責任は、まことに重大と言わなければなりません。

鈴木総理は、いま国民に対して、近い将来どのような生活を約束し、また保障しようとしているのでしょうか。増税、国鉄地方線の廃止、公共料金の値上げ等の生活苦の増大ばかりではないはずで、国民生活の中心となる家庭、そのよって立つ住宅について、いま政府は何ができて、国民に何を提供しようとしておられるのでしょうか。

住宅の取得は、個人の努力では不可能になりつつある現在、国民は政府の具体的解決策の提示を強く求めています。たとえば、土地価格の規制、家賃の抑制、適正な持ち家の供給のための金利の引き下げ等、具体的提案とともに、総理の住宅政策の基本的な考え方を、まずお伺い申し上げます。

いま、国民の住宅への要望も大きく変わりました。住宅での寝室と食堂の分離、子供の勉強部屋、お年寄りの部屋等、質のよい住宅が要請されております。しかし、政府が昭和五十六年度から発足させようとしておる第四期住宅建設五カ年計画は、勤労国民の要請にこたえるものではありません。

公共賃貸住宅は、前計画よりも二十七万戸の減少であり、その上に宅地の供給促進の政策が欠落しておるため、宅地価格の上昇とともに、住宅供給はますます困難になっております。建設大臣の宅地及び住宅に対する責任ある政策をお伺いいたします。

次は、住宅基本法の制定についてです。すでに今国会冒頭、わが党の飛鳥田委員長が、党の強い意思をもって基本法の制定を要求いたしました。また、住宅地審議会の答申で二度、国会でも十数回も取り上げられております。しかし、今国会でもいまだに提出されず、新聞では、すでに断念とも報道されております。世界人権宣言はもとより、日本国憲法に照らしても、住宅の公的保障という理念の確立は、全国民すべての望むところではあります。

この際、建設大臣に明確な答弁を求めます。基本法は今国会に提出するかどうか。

第二に、基本法を国民の合意に基づき制定すべしという審議会答申について、合意の形成のために、現在まで具体的にどのような努力を重ねてきたのか。

さらに第三は、基本法を今国会に提出できない場合には、わが党の住宅保障法案を中心に議論を進めることが議会制民主主義のルールであり、これが国民の期待にこたえる道であると考え、政府にこの姿勢を求めるものですが、いかがでしょうか。

これまでの経過を見ますと、政府としても明確な答弁を示すべきときと考えます。これに関連して、行政管理局長官にお伺いいた

します。

建設省の審議会答申軽視は目に余るものがあります。審議会を通して国民の声を広く行政に取り入れることもまた行政改革の一つであるはずで、行管としては、建設省に対して審議会尊重の勧告を出すくらいは当然と考えますが、いかがでしょうか。

次は、法案の内容についてです。私は、この法律案を検討して、何か大切なものを落としているように思われたいと思いませんでした。公営住宅法と公団住宅法を再読して気がついたことは、この法律案はたれのためにつくられるかが明らかにされておらないことです。

公営住宅法は「住宅に困っている低所得者のために」、公団住宅法は「住宅に困窮する勤労者のために」住宅を提供すると明らかにしております。日本住宅公団の住宅は、住宅・都市整備公団の住宅となつても、住宅に困窮する勤労者のための住宅でなければなりません。

このことは、良質で低廉な公共住宅を、大都市圏に居住する勤労者に提供することを意味します。この目的を明らかにすることによって、高い、狭い、遠い公団住宅に対する不評を払拭する新公団のエネルギーとなるはずで、

たれのためにという最も大切な対象が欠落しているこの法律で、高い、狭い、遠いと言われる公団住宅の問題点が果たして打開できるものでありましようか。もしできるとするならば、新公団では具体的にどんな方策を持っておられるのか、建設大臣の所見をお伺い申し上げます。

私は、住宅公団を総合公団に拡充することには賛成いたします。むしろ、より拡充して、より住みよい住宅を、より安く国民に提供すべきだと考えます。しかし、そのために名称を変えたり、公団を二つに割ったり、また統合したりするだけでは、問題の解決にはなりません。

要は、公団の財政負担をどのように軽減し、宅地の確保をどのように進めるかのはずです。公団

の事業資金には、民間の生命保険会社の高い金利のものも使っております。政府の出資はわずかな額であり、利子補給も財政事情に左右され、まことに不安定です。

そこで、私は、次のことを提案いたします。第一に、公団の団地建設に伴う関連公共施設は全額国庫負担とすること、

第二は、公団に投入されている民間資金は財投で肩がわりをしていくこと、

第三に、公団住宅の家賃に算入される金利は、現行五割から三割に引き下げ、差額は国が利子補給をすること、また公団所有住宅と敷地は公租公課を減免すること、

第四は、土地の確保については、公団への土地の売却、再開発で公団住宅の建設には、土地税制の大幅な改正を行うこと、

第五に、公団に国費を投入するための財政負担の増大に伴う歳入対策として、土地増価税また大都市の企業に都市集積税を課すること、

このような施策を実施することにより、「住宅に困窮する勤労者」のための公団は、名実ともに総合的に拡充されるはずで、建設大臣並びに大蔵大臣の所見をお伺いいたします。(拍手)

次に、行政管理局長官にお尋ねいたします。住宅公団は、現在総裁を含めて十四名の役員がおります。昭和五十年には宅地開発公団が設立されました。私も社会党は、この宅地開発公団の設立には、住宅供給を宅地と建物との二つの公団に切り離してしまふことは不合理であり、むしろ住宅公団を総合公団として拡充すべきものであり、公団をふやすことは天下り機関をつくるだけ

で、腰かけ的な役員では有効な宅地開発などできるはずがないとして、反対をいたしました。今回の両公団の統合は、わが党の主張の正しかったことを政府みずから認めたことと解釈いたします。(拍手)もしそうであるならば、本法の十九名の役員定数は従来の発想がそのまま引き継がれたもので、私は、役員、理事は住宅公団法で定め

た十四名で十分であると考えます。今回の統合は、行政改革の一環なのか、それとも総合的拡充なのか、長官の見解と、その改善の方針を求めます。

一方、公団と公団住宅の居住者との関係は余り正常ではありません。せつかく住宅をつくって、入居者との関係が悪くはなつて現れられずです。

そこで、この法律案成立に当たって、公団と入居者が家賃や住宅の維持管理について話し合える制度を設けるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。また、新公団発足に当たって、入居者の居住条件を定めた住宅公団法の施行規則の改正を考へておられるかどうか、建設大臣の答弁を求めます。

私は、行政改革が国民へのサービスの低下になつてはなりませんと考へるし、国民生活の向上に資するものでなければならぬと確信いたしました。むしろ、このことの方がより重要なはずで、総理は、行政改革に政治生命をかけるまで言いつけました。総理の行革の基本理念からすれば、この新公団は、どのような方針と組織で設立され、運営されなければならないとお考へになるのか、総理の御所見を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕
○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 答へいたします。まず、鈴木内閣の内政方針の中で、住宅政策がどのように位置づけられているかとお尋ねでございますが、住宅は、人間の暮らしの中で最も重要な基盤となるもの一つでありますから、内政上きわめて重要な要素であるとお考へております。国民の居住水準の向上を図り、ゆとりある社会を築いてまいりたいと存じます。

住宅問題解決策であります。住宅政策の重要な前提となる土地対策を中心に、なかなかむずかしい問題でありまして、要は、広い視野に立つ

て、いろいろな施策を総合的に講じてまいること
が大切ではないかと存じます。

本日の閣議におきましても、関係閣僚が集まり
まして、第四次住宅建設五カ年計画を効果あるも
のとするよう相談していかうということにいたし
たのであります。住宅対策は、基本的には、諸
物価の安定を図り、また住宅金融を円滑化するな
どして、国民の住宅取得能力を向上させる、また
一方では宅地供給の促進に全力を尽くす、こう
いった幅広い観点から住宅対策に取り組んでまい
りたいと存じます。

私の行政改革の基本理念から見て、今回の住
宅・都市整備公団の設立をどう見るとかのお尋ね
でありましたが、御承知のとおり、住宅・都市整
備公団は、大平前首相の時代から、日本住宅公団
と宅地開発公団とを統合するという行政改革の一
つとして取り上げられてきたものであります。こ
れ、速やかに本案の成立を期待をいたしておりま
す。統合後の新公団におきましては、一層効率的
な事業運用を図るとともに、組織、人員等につ
きましても簡素化に努めてまいりたいと存じます。
残余の点につきましては、所管大臣から答弁を
いたさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 答えいたします。

公団の団地建設に伴う関連公共施設、それ
に対する助成問題でございますが、全額国庫で補
助しろというのですけれども、これは御無理なこ
とでございます。現在も、地方公共団体、開発
業者の負担を軽減するために助成を行っております。
最初は三百億ぐらいだったものがだんだんふ
えて、去年、五十五年度が九百億、五十六年が一
千億、それだけやっております。このように財政難
の折でございますから、御理解をいただきたいと
存じます。

その次は、公団が民間の資金を借りておるが、
全部財投で肩がわりをしない。

これは公団と申ししてもいろいろございまし
て、その中に、住宅ばかりでなくて店舗をつく
たり、魚屋さんもできたり、呉服屋もできたり、
いろいろなもの、要するに店舗営業部分、この部
分については、これはやはり民間の資金を借りて
やるのが適当じゃないか。それによってもちゃん
と採算が合うわけでございますから、そういうこ
とで、この部分は財投では賄っておりません。
それから、次は公団の家賃の計算に使われる金
利。

これをいまは四・五または五%にやっております
わけですが、これは調達コストは実は八%なんで
す。それを引き下げてやっております。さら
にそれを引き下げると言われましても、これも実
は、現在ですら一般会計からの利子補給のため
に、平均すると一戸当たりの家賃の値下げ額は五
万四千円となっているわけでございます。こ
れをさらにその資金コストを下げるということ
は、せっかくの御提案でございますが御容赦を願
いたいと存じます。

次に、公団への土地譲渡について大幅減税や
れ、要するに土地減税をやれということござい
ますが、これは優良宅地をつくるというために、
現在三千万円ないし一千万円の特別控除を認
めております。一般の譲渡所得がいわゆる四分の
三総合課税だというのに対して、特別控除額を超
える譲渡所得については、これは二分の一という
総合課税でいい。これもえらい優遇措置を講じて
おりますから、現在一般の所得税を減税せよと
いっても、なかなかできないとお断りして
いるようなときでございます。土地を売った
人にだけ、それ以上の大幅減税は適当と考えま
せん。

次に、大都市の企業に対する都市集積税、こう
いうようなものをつくってやたらどうだとい
うことございますが、土地増価税も問題ござい
ますし、都市集積税についても、その内容がよく
私には理解できない。現実には地方税では、いま事

業所税というものがあります。大都市の都市環境
の整備に要する費用に充てる目的税として、現在
地方税で事業所税というのがある。これは、これ
との関連もございまして、これはわかにかに賛成
はいたしかねる、まことに申しわけございま
せん。

〔国務大臣齊藤滋与史君登壇〕

○国務大臣(齊藤滋与史君) 答えいたします。

政府の住宅政策が余り芳しくないような御質問
でございますけれども、私たちがいたしまして
は、大いに実効の上があった政策をやっております
きたと確信を持っております。

さきの五カ年計画におきましても八百六十万戸
が民間を含めて七百八十万戸、九〇%ございま
すけれども、公的資金につきましては、当初目標
の三百五十万戸が三百六十八万戸、一〇五%の達
成率でございます。決して政策的な間違いはな
かったというように確信するものでございます。

今後の問題につきましては、総理からもお話を
ございましたように、やはり国民がひとしく良環
境のもとで快適な生活を営む良質の住宅政策を積
極的にやれという御指示をいただいております。
それに基づいて、基本法につきましても、な
お今国会にお断りをいたしたいと考えておるとこ
ろでございます。

その他、私に対する質問、約十問ほどございま
すが、順次お答えをいたします。

住宅基本法の問題でございますが、今国会の提
出は、相なるべく間に合うように出すように、
せつかくいま検討中でございます。自由民主党
と各党でもプロジェクトチームをつくって、この問
題に取り組んで検討していただいております。な
お、各党にもそれぞれ御意見がございまして、こ
れからの問題として、それぞれの党の方々の御意
見をも拝聴しながら参考とし、国民的合意が得ら
れる成果づくりに努めて、何とか今国会に提出し
たいという所存でございますので、せつかく御協
力をお願いを申し上げます。

次に、住宅・都市整備公団設立の目的について
は、この新しい公団は、住宅事情の改善を特に必
要とする大都市地域等におきまして、良好な居住
性能及び居住環境を有する住宅及び宅地の大規模
な供給、健全な市街地の整備、都市の再開発等を
総合的に推進すること等を目的としております。

同時に、新公団は、現在の両公団に比べて、役
員の削減、重複する組織の整理統合等を行って
り、行政改革の目的にも沿うものと考えておりま
す。

次に、新公団における住宅供給の対象者につ
いてでございますが、住宅・都市整備公団法案の趣旨
に照らし、日本住宅公団における住宅供給の対象
者と実態的には同じものと考えております。

また、公団住宅の供給に当たりましては、新公
団においても、居住水準の向上、職住近接等に対
する国民の住宅に対する要望にこたえるため、従
来の諸制度の活用を図るとともに、総合的な居住
環境づくりという観点から、良質な住宅の供給と
都市整備とを総合的に推進していくことといたし
ております。

次に、団地建設に伴う関連公共施設の整備
についてでございますが、新公団事業に関連する公
共施設等の整備のため、通常の公共事業に加え
て、住宅宅地関連公共施設整備促進事業制度、立
てかえ施行制度及び直接施行制度の諸制度の活用
により、その整備の促進を図ってまいります。

次に、新公団の資金構成についてお話をござい
ました。
事業の種類により、一部民間資金を導入してお
ります。公団事業の円滑な実施に支障のないよ
う、所要の資金量及び資金構成の確保に努めてい
るところであります。今後とも事業推進上、こ
のような努力を続けてまいります。一般会
計からの利子補給により家賃の低廉化を図って
きたところでありまして、今後とも現行制度の活

用に努めてまいることとしておりますが、御提案については、現下の財政事情等にかんがみ、困難であると考へられます。

敷地の租税の問題、譲渡税の問題は、大蔵大臣から御答弁ございました。

次に、行管庁長官にも質問があったようでございますけれども、新公団の役員数が十四名で十分ではないかというところでございまして、今度は新たに、都市再開発、公園整備、鉄軌道の経営等の新たな業務を担当させる等、事業の拡大がございまして、当面、出発十九名が適正な役員数であると考えているところであります。

次に、公団住宅の管理についてであります。公団住宅の管理が適正に行われ、入居者との関係を円滑に維持することは望ましいことであり、新公団発足後においても、入居者の御理解を得ながら公団住宅管理の適正化を図っていくよう、公団を適切に指導してまいり所存でございます。

最後に、住宅・都市整備公団法施行規則については、今回提案しております住宅・都市整備公団法案の成立後、制定していくこととなりますが、新公団は、日本住宅公団及び宅地開発公団が現在行っている住宅地地の供給業務を引き続き行っていくこととしておりますので、現在の両公団法の施行規則の基本的な仕組みを引き継いでいく考えであります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 建設省におきましては、審議会の答申につきましては、できるだけ尊重するべきものと心得ております。

住宅基本法制定に関する審議会の答申につきましては、いま御答弁がありましたように、建設省におきまして関係各省庁の意見を調整している最中とございまして、この推移を見守ってまいりたいと思っております。

それから、この新しい組織の役員の数が多過ぎはしないかという御指摘がございまして、これは、行革を行います現在、われわれも最も

注意しなければならぬ点であると思っておりますが、これは五十五年行革の一環として行われておるものでございまして、できるだけ縮減することに努めました。

しかし、ただいまお話がありましたように、都市の再開発という仕事と、それから都市公園の施設並びに整備というような新しい仕事も追加されまして、現状におきましてはやむを得ない、このように考えております。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時四十六分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 鈴木 善幸君
- 大蔵大臣 渡辺美智雄君
- 建設大臣 斎藤滋与史君
- 国務大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

- 建設大臣官房総務審議官 川上 幸郎君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任) 昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。社会労働委員

- 辞任 石原健太郎君 山口 敏夫君
- 補欠 山口 敏夫君 石原健太郎君

農林水産委員

- 辞任 寺前 巖君 林 百郎君
- 補欠 林 百郎君 寺前 巖君
- 辞任 山口 敏夫君 石原健太郎君
- 補欠 石原健太郎君 山口 敏夫君

決算委員

- 山口 敏夫君 石原健太郎君
- 山口 敏夫君

一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、今二十七日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外六名提出)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案付託) 一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。広域臨海環境整備センター法案(内閣提出第三八号)

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号) 以上三件 運輸委員会 付託

(議案送付) 一、昨二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案 一、昨二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。漁船損害補償法の一部を改正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、今二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) (質問書提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。日米自動車問題に関する質問主意書(渡辺武三君提出)

関税暫定措置法の一部を改正する法律案 右 昭和三十五年法律第三十六号 昭和三十七年三月三十一日に改める。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案 昭和三十七年三月三十一日に改める。

昭和三十七年三月三十一日に改める。昭和三十七年三月三十一日に改める。

昭和三十七年三月三十一日に改める。昭和三十七年三月三十一日に改める。

昭和三十七年三月三十一日に改める。昭和三十七年三月三十一日に改める。

昭和三十七年三月三十一日に改める。昭和三十七年三月三十一日に改める。

昭和五十六年三月二十七日 衆議院會議録第十四号 関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四号を削る。

第七條の五第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「四百二十円」を「三百円」に改める。

第八條の二第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に改め、同項第二号中「別表第一の二に定める当該期限までに輸入されるものに係る稅率」を「別表第一の二の稅率(同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める稅率をいう。）」に改め、同條第四項中「前三項」を「第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項の」を「第一項の」、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一の特惠受益国を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特惠受益国を原産地とする物品の有する國際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による關稅についての便益を与えることが適當でないこと認められるものがある場合には、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特惠受益国及び当該物品

品を指定し、当該物品について同項の規定による關稅についての便益を与えないことができる。

第八條の三第一項中「前條第三項」を「前條第四項」に、「同條第二項」を「同條第三項」に、「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同條第二項中「前條第一項又は第二項」を「前條第一項又は第三項」に、「同條第一項又は第二項」を「同條第一項又は第四項」に、「同條第一項又は第二項」を「同條第一項又は第三項」に改め、同條第三項中「前條第二項」を「前條第三項」に改める。

第八條の四第一項中「同條第三項」を「同條第四項」に、「昭和五十年」を「昭和五十二年」に改め、「(第四項において「補足額等」という。）」を削り、「同條第一項又は第三項」を「第八條の二第一項又は第四項」に、「第八條の二第一項又は第三項」を「第八條の二第一項又は第四項」に改め、同條第二項中「昭和五十年」を「昭和五十二年」に改め、同條第四項中「補足額等」を「限度額等」に、「これを」を「当該前年度における限度額等を」に改め、同條第五項中「第八條の二第一項又は第三項」を「第八條の二第一項又は第四項」に、「同條第一項又は第三項」を「同條第一項又は第四項」に改める。

第八條の六第一項中「第八條の二第一項若しくは第二項」を「第八條の二第一項若しくは第三項」に改め、同條第四項中「第八條の二第一項又は第三項」を「第八條の二第一項又は第四項」に改める。

附則第三項を削る。

別表第二四〇二号中「一 たばこのエキスを及びエッセンス

無税」を

一 製造たばこ		無税
(一) たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)第三条(専売権の実施)の規定に基づく専売権の実施の用に供されるもの		
A 紙巻たばこ		三五%
B 葉巻たばこ		三五%
C パイプたばこ		六〇%
D その他のもの		七%
(二) その他のもの		
A 紙巻たばこ		一八〇%
B 葉巻たばこ		一七〇%
C パイプたばこ		一九〇%
D その他のもの		五〇%

二 たばこのエキスを及びエッセンス
 (1) 空氣タイヤ及び空氣タイヤケース
 八%」を

別表第一四〇一—一号中「(1) 空氣タイヤ及び空氣タイヤケース

別表第一第七七〇—九号を次のように改める。

(i) 乗用自動車(バスを除く。)(用のもの)(新品のものに限る。)		五・八%	に改める。
(ii) その他のもの		八%	
(iii) その他のもの		無税	
(1) 自動車用のもの		一〇%	
(2) その他のもの		無税	

別表第一第七三—三五号中「六%」を「無税」に改める。

別表第一七七七—〇一—一四四五四二錢を「五九三三四四錢」に、「五〇三圓」を「六七〇圓」に改める。

別表第一七八—〇一—一四四五四二錢を「一六〇圓三七錢」に、「一三〇圓」を「一七〇圓」に、「一三二圓」を「一七二圓」に、「一四〇圓」を「一八〇圓」に改める。

別表第一七九—〇一—一四四五四二錢を「二四二圓」に、「二二〇圓」を「二五〇圓」に改める。

別表第一八三—〇一—一四四五四二錢 二 その他のもの

「二 その他のもの」
 (1) 自動車(第八七—〇九号又は第八七—一一号に該当する車両を除く。)(又はトレーラー(第八七—〇一—一四四五四二錢又は第八七—〇二—一四四五四二錢)に該当する自動車に用いるものに限る。)(の部分品

(2) その他のもの
 無税 八%」を
 八%」に改める。

別表第一第八四・〇六号中 (一) 自動車用のもの

(一) 自動車用のもの			六%	を
(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの		六%	に	
(2) その他のもの		無税		
(1) 航空機用のもの		九・五%		
(2) その他のもの		六%		
(1) 航空機用のもの		無税		
(2) 自動車用のもの		六%		
(3) その他のもの		六%		

別表第一第八四・二二号中 一 自動車用のもの

一 自動車用のもの		無税		に改める。
二 その他のもの		一二%		を

(1) その他のもの		無税		に改める。
(2) その他のもの		一二%		を

別表第一第八四・六三号中

(1) 船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。)及びその部分品		無税		を
(1) 自動車用の減速機、クランク、ペアリリングハウジング、ブレーンペアリリング、はずみ車、プリー及びプリーブロック並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。)並びにこれらの部分品		無税		に改める。

別表第一第八四・六四号を次のように改める。

八四・六四 ガスケットその他これに類するジョイント(石棉、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。)

(1) 自動車用のもの		無税		
(2) その他のもの		六%		

別表第一第八五・〇八号を次のように改める。

八五・〇八 内燃機関の始動用又は点火用の電気機器(磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。)並びに内燃機関に附属する

発電機及び開閉器

一 発電機、電動機及びこれらの部分品				
(一) 発電機及び電動機				
(1) 自動車用のもの		六%		
(2) その他のもの		六%		
(二) 部分品				
(1) 自動車用のもの		無税		
(2) その他のもの		一二%		
二 点火プラグ				
(1) 自動車用のもの		無税		
(2) その他のもの		六%		
三 その他のもの				
(1) 自動車用のもの		無税		
(2) その他のもの		一二%		

別表第一第八五・〇九号中「六%」を「無税」に改める。

別表第一第八五・一五号中 一 ラジオ受信機(シャシを含む。)

一 ラジオ受信機(シャシを含む。)		無税		に改める。
(1) 自動車用のもの		四%		
(2) その他のもの		四%		

別表第一第八七・〇四号から第八七・〇六号までを次のように改める。

八七・〇四 原動機付きのシャシ(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)		八%		
(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの		無税		
(2) その他のもの		八%		
八七・〇五 車体(運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)		八%		
(1) 無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。)用のもの		無税		
(2) その他のもの		八%		
八七・〇六 部分品及び附属品(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)		無税		
一 シャシ				
(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの		二四%		
(2) その他のもの		無税		
(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品		六%		
(2) その他のもの		無税		

別表第一八九〇・二七号を次のように改める。

(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品		六%		
(2) その他のもの		無税		

昭和五十六年三月二十七日 衆議院會議録第十四号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四六一

九〇・二七 速度計及び回転速度計(磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。)並びに積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ

(1) 自動車用のもの
無税

(2) その他のもの
一二%

別表第二第九〇・二八号中

二 この類の注5(b)に定めるもの
一二%を

(1) 速度計及び回転速度計並びに自動調整機器(自動車用のものに限る。)
無税

(2) その他のもの
一二%に改める。

別表第一の二第四〇・一一号を次のように改める。

四〇・一一	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限る。)	九・二%	八・八%	八・四%	八%	七・五%
一	自動車用のもの(公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。)のうち	七・七%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	空気タイヤ及び空気タイヤケース以外のもの					
	空気タイヤ及び空気タイヤケース(乗用自動車(バスを除く。)用のもの(新品のものに限る。))を除く。					

別表第一の二第八三・〇二号を次のように改める。

八三・〇二	車金属製の取付具(ドアクローザーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。)及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	三・九%	三・九%	三・八%	二・八%	〇・七%
一	貴金属をめぐししたもの					
二	その他のものうち					
	自動車(第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。)又は					

別表第一の二第八四・〇六号を次のように改める。

八四・〇六 内燃機関(ピストン式のものに限る。)

一 内燃機関

(一) 自動車用のもののうち
第八七・〇一に該当するトラックターに用いるもの
五・三%

(二) 航空機用のもの
八・九%

(三) アウトボードモーター
五・九%

(四) その他のもの
五・七%

二 内燃機関の部分品のうち
航空機用のもの
八・九%

その他のもの(自動車用のものを除く。)
五・三%

別表第一の二第八四・一二号を次のように改める。

八四・一二	エアコンディショナー(動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。)	三・八%	三・八%	三・六%	三・五%	三・四%
二	その他のものうち					
	エアコンディショナー(コンプレッサー式のものを除く。)					
	インドウ型のものを除く。					

別表第一の二第八四・一八号を次のように改める。

八四・一八	遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機(ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
一	遠心分離機及びその部分品					
二	その他のものうち					
	自動車用のもの以外のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%

別表第一の二第八四・六三号及び第八四・六四号を次のように改める。

八四・六三 伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機(摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。)、はずみ車、プリー、プリー

別表第一の二第八五・〇八号及び第八五・〇九号を次のように改める。

八四・六四	ロック、クラッチ並びに軸継手 一 無段変速機及びその部分品 二 その他のものうち 自動車用の伝動軸、クランク、ペアリングハウジング、プリーンベアリング、はずみ車、プリーン及びプリープロック並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。)並びにこれらの部分品以外のもの ガasketその他これに類するジョイント(石綿、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したものと並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。)のうち 自動車用のもの以外のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・二%	四・九%
-------	--	------	------	------	------	------

別表第一の二第八五・〇八号及び第八五・〇九号を次のように改める。

八五・〇八	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器(磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。)並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器 一 発電機、電動機及びこれらの部分品 (一) 発電機及び電動機のうち 自動車用のもの以外のもの 部分品のうち 自動車用のもの以外のもの 二 点火プラグのうち 自動車用のもの以外のもの 三 その他のものうち 自動車用のもの以外のもの	五・九%	五・七%	五・六%	五・四%	五・三%
八五・〇九	電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機(自転車用又は自動車用のものに限る。) 二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・二%	四・九%

別表第一の二第九〇・二七号及び第九〇・二八号を次のように改める。

八七・〇四	原動機付きのシャシ(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)のうち 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの 車体(運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)のうち 無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。)用のもの 部分品及び附属品(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)	七・四%	七・四%	七・二%	六・九%	六・六%
八七・〇五	一 シャシのうち 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの 無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。)用のもの その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八七・〇六	二 その他のものうち 第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品 無限軌道式トラクターの部分品 車輪式トラクターの部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

別表第一の二第九〇・二七号及び第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二七	速度計及び回転速度計(磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。)並びに積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算計器及びストロポスコプのうち 自動車用のもの以外のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・二八	電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。) 一 この類の注5(a)に定めるもの 二 この類の注5(b)に定めるもののうち 速度計及び回転速度計並びに自動調整機器(自動車用のものに限る。)以	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

昭和五十六年三月二十七日 衆議院会議録第十四号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

外のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
三 この類の注5(ロ)に定めるもの	七・三%	七・三%	六・七%	六・六%	六・二%
四 この類の注5(ハ)に定めるもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
別表第二第二〇四・〇七号中	一 なまこ、くらげ及びうにのうち	七・五%			
別表第二第二〇五・一三号中	二 あなつばめの巢	無税			
別表第二第二〇八・〇五号中	「ヘーゼルナット」を「ヘーゼルナット及びピスタチオナット」に改める。				
別表第二第一四・〇五号中	「たぶのきのもの」を「たぶのき又はへちまのもの」に改める。				
別表第二第一五・〇七号中	八 パーム油及びパーム核油のうち	四%			
別表第三第五〇・〇四号	第五〇・〇五号、第五五・〇五号、第五五・〇九号、第五八・〇四号				
別表第四第五〇・〇二号	次に次の二号を加える。				
五〇・〇四	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。)				
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸を除く。)				
別表第四第五三・一一号	次に次の二号を加える。				
五五・〇五	綿糸(小売用の糸を除く。)				
五五・〇九	その他の綿織物				
別表第四第五六・〇七号	次に次の一号を加える。				

五八・〇四 パイル織物及びジェニール織物(第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリー織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する綿織物を除く。)

二 添加糸が綿のもの

附則

- (施行期日)
- この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
 - この法律の施行前に改正前の関稅暫定措置法第七条の四第一項第四号又は第八条第一項の規定により関稅の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。
 - この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

開發途上國の經濟發展に資するため、昭和五十六年三月三十一日に適用期限の到来する特惠關稅制度について、更にその適用期限を十年延長するとともに、鉱工業産品に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更、適用対象品目に係る所要の調整等を行うほか、最近における内外の經濟情勢の変化に対応するため、自動車部品、製造たばこ等の暫定關稅率に係る所要の調整を行うとともに、同日に適用期限の到来する關稅の減免還付制度及びとうもろこし等の暫定關稅率に係る適用期限の延長を図る等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、特惠關稅制度の適用期限の到来及び

最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、特惠關稅制度、関稅率等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 特惠關稅制度の改正

- 開發途上國の經濟發展に資するため、特惠關稅制度の適用期限を昭和六十六年三月三十一日まで、十年延長することとする。
- 同制度の適用期限の延長に伴い、鉱工業産品に対する特惠關稅の適用限度額等の算定の基礎となる基準年次を昭和五十年から昭和五十二年に変更するとともに、特惠關稅適用対象品目に係る所要の調整を行うほか、特定國の特定産品を特惠關稅の適用例外品目とする制度を新設する等、所要の改正を行うこととする。

(二) 関稅率の改正

- 對外經濟關係の状況等にかんがみ、自動車部品について、二十一品目の関稅率を無税とするとともに、一品目の関稅率を引き下げるほか、製造たばこについて関稅率を引き下げることとする。
- 国内産業の実情等にかんがみ、鉛の塊等四品目について関稅無税点を引き下げることとする。

(三) その他の改正

- 昭和五十六年三月三十一日に適用期限の到来する暫定關稅率及び各種の減免還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行うこととする。
- その他所要の規定の整備を図ることとする。

(四) 施行期日

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

行することとする。

なお、本改正による昭和五十六年度における関税収入増減収見込額は、一般会計分において百三十億円の減収、特別会計分において三十億円の増収となつてゐる。

二 議案の可決理由

最近における内外の経済情勢等にかんがみ、開発途上国の経済発展に資する等の見地から特恵関税制度の適用期限の延長、同制度の改善等の措置を講じ、その他自動車部品、製造たばこの関税率等を改めようとする本案は、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十六年三月二十七日

大蔵委員長 綿貫 民輔
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。

一 開発途上国の現状にかんがみ、国内産業の事情にも配慮しつつ、特恵関税のあり方について十分考慮すること。

一 果実、たばこ等の関税については、我が国の農業、産業基盤の整備等にも十分留意すること。

一 米国、EC等との自動車問題等貿易摩擦の問題については、自由貿易の原則にのっとり、現状を打開し、円滑な関係を維持するようさらに努めること。

一 武器輸出問題等に関する決議に基づき、税関においてはさらに遺漏なきよう必要な措置を講ずること。

一 密輸入及び不正輸入の監視をさらに強めるよう努めること。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の右の議案を提出する。

昭和五十六年三月二十七日

提出者 議院運営委員長 山下 元利

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(昭和三十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(高額所得による互助年金の停止)

第十五条の二 普通退職年金は、普通退職年金の年額が二百四十万円以上であつてこれを受ける者の前年における互助年金外の所得(国会議員の歳費、旅費及び手当等)に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)に基づき支給される歳費等に係る所得を除く。以下この条において同じ。)の年額が六百六十万円を超えるときは、普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額の九百万円を超える金額の二割の金額に相当する金額を停止する。ただし、普通退職年金の支給年額は、二百四十万円を下ることなく、その停止年額は、普通退職年金の年額の二割を超えることがない。

2 前項の互助年金外の所得の計算については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の課税総所得金額の計算に関する規定を準用する。

3 第一項の互助年金外の所得は、毎年、税務署長の調査により総理府恩給局長が決定する。

4 第一項に規定する互助年金の停止は、前項の決定に基づき、その年の七月より翌年六月に至る期間分の互助年金について行う。ただし、互助年金を受けるとき事由が生じた月の翌月より翌年六月に至る期間分については、この限りでない。

5 互助年金の請求又は裁定の遅延により前年以後

前の分の互助年金につき第一項の規定による停止をなすべき場合においては、その停止額は、前項の規定にかかわらず、同項の期間後の期間分の互助年金支給額から控除することができらる。

第十六条中(昭和二十二年法律第八十号)を削る。

附則第十八項を附則第二十項とし、附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十六項の次に次の二項を加える。

(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例)

17 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十六年四月分以降、その年額を、七百二十万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

18 前項の規定による互助年金の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員互助年金法附則第十七項及び附則第十八項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

(高額所得による互助年金の停止についての経過措置)

3 この法律の施行の日前に受けるべき事由が生じた普通退職年金については、同日に当該普通退職年金を受けるとき事由が生じたものとみなして、改正後の国会議員互助年金法第十五条の二の規定を適用する。

昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定し、併せて高額所得を有する者に給する普通退職年金の一部の支給を停止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十六年三月二十七日

提出者 議院運営委員長 山下 元利

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「二十万円」を「二十五万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

理由

各議院の永年在職表彰議員が受ける永年在職表彰議員特別交通費の月額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和五十六年三月二十七日 衆議院會議録第十四号

四六六

一
〇
部

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五三一(大代)
千105